宿日直勤務について、予め労働基準監督署長の許可を得た場合に限り、労働時間・休憩・休日に関する規定を適用しない（＝適用除外とする）取り扱いとなります。
ここで認められる「宿日直勤務」とは、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみで、定期的巡視、緊急の電話・文書の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限られます。許可を得ない場合は、通常の労働者と同じ扱いとなります。

※添付書類として、勤務表や勤務内容の分かる日報、宿直部屋の見取り図など、実際の宿日直の労働様態の分かる書類等が必要です。所轄の労働基準監督署に必要書類を確認して下さい。

**断続的な宿直又は日直勤務許可申請書**

様式第10号（第23条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 |
|  |  |  |
| 宿直 | 総員数 | １回の宿直員数 | 宿　　直　　勤　　務　　の開始及び終了時刻 | 一定期間における１人の宿直回数 | １回の宿直手当 |
| 　　　人 | 　　　　人 | 自　 時　 分から至 　時 分まで |  | 円 |
| 就寝設備 |  |
| 勤務の態様 |  |
| 日直 | 総員数 | １回の日直員数 | 日　　直　　勤　　務　　の開始及び終了時刻 | 一定期間における１人の日直回数 | １回の日直手当 |
| 人 | 人 | 自　　　　　時　　　　　　分から至　　　　　時　　　　　　分まで |  | 円 |
| 勤務の態様 |  |

　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　**労働基準監督署長殿**

**断続的な宿直又は日直勤務許可申請書**

記入例

様式第10号（第23条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 |
| 各種商品小売業 | ヒューマンテラス販売株式会社 | 東京都港区南青山３丁目－○－○電話　03（××××）××××番 |
| 宿直 | 総員数 | １回の宿直員数 | 宿　　直　　勤　　務　　の開始及び終了時刻 | 一定期間における１人の宿直回数 | １回の宿直手当 |
| ２５　　　人 | ２　　　　人 | 自　１８　時　００ 分から至 ９　時 ００ 分まで | １ヵ月に２回 | ６，０００円 |
| 就寝設備 | 和室１０畳、寝具４組、テレビ、冷暖房設備あり |
| 勤務の態様 | 電話・文書の収受、　非常時の連絡役、　最終退社社員の帰社後の電灯等の消し漏れチェック、定期巡回（22時、3時、8時の3回。　１回　約10分） |
| 日直 | 総員数 | １回の日直員数 | 日　　直　　勤　　務　　の開始及び終了時刻 | 一定期間における１人の日直回数 | １回の日直手当 |
| ２５　　　人 | １　　　　人 | 自　　９　時 ００ 分から至 １８　時　００ 分まで | 半年に１回 | ５，５００円 |
| 勤務の態様 | 電話・文書の収受、　非常時の連絡役 |

　　　　　　　　●年　３月　２５日

職　名　代表取締役

使用者

氏　名　飛万　照寿

　　　　　　三　田　　　　　**労働基準監督署長殿**